

Title	正徳の改鑄：新旧貨の引替をめぐって
Sub Title	Reminting in the Shōtoku Period
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2018
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.2 (2018. 7) ,p.197(105)- 212(120)
JaLC DOI	10.14991/001.20180701-0105
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20180701-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

正徳の改鑄

——新旧貨の引替をめぐる——

寺出道雄*

(1) はじめに

正徳の改鑄（1714（正徳4）年）については、近世を扱った日本貨幣史の叙述では必ず触れられているし、また、それについての個別研究もある。しかし、それらでは、改鑄の経緯については詳しく述べられているが、改鑄において、幕府によって新旧貨がどのように引替られたのかについての記述は少ない。また、その引替の結果についての数量的な検討も、管見の限りでは、おこなわれていない。

本稿では、そうした幕府による新旧貨の引替の問題に焦点を絞って、改鑄の当事者であった新井白石と、近世のうちに貨幣史の研究——それは、本稿で引用する、幕府による「御触書」の収集・採録をも含んでいる——をおこなった草間直方のあげた諸数値を用いながら、正徳の改鑄の性格に光を当てることにする。

なお、以下では、新旧貨の品位に関する数値も、白石・直方のあげた数値を用いることにする。それらは、現代において通説として用いられているものとは、若干異なる。しかし、他の諸数値は、白石・直方のあげたものを用いているので、それと統一した方が良いと考えたのである。もちろん、議論の骨子は、品位について、現代における通説である数値を用いても変わらない。

以下、(2)の「正徳の金銀」では、慶長金銀以来、正徳金銀までの品位等について、あらかじめ知る。(3)の「正徳の改鑄における金銀貨の引替」では、改鑄において、幕府が如何なる比率で新旧貨の引替をおこなったのか、また、その比率は如何に変更されたのかを見る。(4)の「引替の帰結と意味」では、そうした引替の結果、どのような事態が生まれるのかを、新旧貨の引替比率の変更にも照して見るとともに、そうした引替比率の変更の意味を

* 慶應義塾大学名誉教授

探る。(5)の「終わりに」では、正徳の改鑄の帰結について一瞥する。

(2) 正徳の金銀

本稿では、正徳金銀を含む金銀貨の品位と、金貨の場合には、1両当たりの重量等について、表1・表2のように想定した⁽¹⁾。

1) 各種小判の重量と金品位・金銀含有量

1695(元禄8)年に、1601(慶長6)年以来発行されてきた慶長金に代わり、元禄金が発行された。つづいて、1710(宝永7)年には、宝永金が発行された。

そして、1714(正徳4)年に、正徳金が発行されたのである。

これら、慶長金・元禄金・宝永金と正徳金の小判1両当たりの重量・金品位等は、表1にまとめてある。その表1は、次のような典

拠にもとづいている。

各種小判1両当たりの重量は、『三貨図彙』巻12によった。

各種小判の金品位については、「改貨後議」では、慶長金と正徳金の金品位は等しいとされている。また、「改貨議」別記では、元禄金512万両に含まれた金から、正徳金346.96万両に含まれた金が得られるとされている。したがって、元禄金1両に含まれた金は、慶長金・正徳金1両に含まれた金の、0.678倍であることになる。さらに、同じく「改貨議」別記では、宝永金1108万4260両に含まれた金から、正徳金582万1565両に含まれた金が得られるとされている。すなわち、宝永金1両の金含有量は、正徳金1両の金含有量の、0.525倍であることになる。この数値は、正徳金1両の重量を1としての宝永金1両の重量の割合、0.525に等しい。したがって、宝永金の金品位は、慶長金・正徳金の金品位と等しいこ

表1 各種小判の重量と金品位・金銀含有量

	量(匁)	金品位	1両当たり金量(匁)	同銀量(匁)
慶長金(1601)	4.76	0.846	4.03	0.73
元禄金(1695)	4.76	0.579	2.76	2.00
宝永金(1710)	2.5	0.846	2.12	0.38
正徳金(1715)	4.76	0.846	4.03	0.73

出所：「改貨後議」p.134。「改貨議」別記 p.97。『三貨図彙』巻12, pp.316-319。なお、宝永金は「乾金」とも呼ばれた。

(1) 現代において、各種小判の金含有率について、通説として用いられている数値は、以下の通りである。

慶長金	0.868
元禄金	0.574
宝永金	0.843
正徳金(武蔵判)	0.843
同(享保小判)	0.868

以上、寺出(2015)p.6.を参照。

銀貨については、白石のあげる数値と現代の通説とは異なる。

表 2 各種銀貨の銀品位

	銀品位
慶長銀 (1601)	0.8 (100)
元禄銀 (1695)	0.64 (80)
宝永銀 (1706)	0.5 (63)
中銀 (1710)	0.4 (50)
三宝字銀 (1710)	0.32 (40)
四宝字銀 (1711)	0.2 (25)
正徳銀 (1714)	0.8 (100)

出所：「改貨議」下巻 p. 78. 「改貨後議」 p. 134. なお、宝永銀は、「宝ノ字銀」とも、中銀は、「永中銀」とも、三宝字銀は、「三ツ宝銀」とも、そして、四宝字銀は、「四ツ宝銀」とも呼ばれた。

とになる。

しかし、白石の著作では、慶長金・正徳金の金品位については述べられていない。そこで、『三貨図彙』巻 12 を見ると、各種金貨の金品位を——純金を位 44 として、金品位が低下するにつれてその数値が規則的に増大する表示法を用いて——慶長金・宝永金・正徳金の位 52 (金品位 0.846)、元禄金の位 76 (金品位 0.579) とする一説があげられている。この説をとれば、以上の白石の説明に近似する結果を得られる。

そこで、その説を採用すると、表 1 が得られることになる。なお、ここでは、銀含有量は、わずかの雑分を捨象して、総重量から金含有量を引いて求めている。

2) 各種銀貨の銀品位

1695 (元禄 8) 年に、1601 (慶長 6) 年以來発行されてきた慶長銀に代わり、元禄銀が発行された。つづいて、1706 (宝永 3) 年には、宝永銀が発行された。さらに、1710 (宝永 7) 年には、中銀・三宝字銀が、翌 1711 (正徳元)

年には、四宝字銀が発行された。

そして、1714 (正徳 4) 年に、正徳銀が発行されたのである。

白石は、「改貨議」下巻と「改貨後議」とで、各種銀貨の銀品位について述べている。その叙述から、表 2 を得られる。秤量貨幣である銀貨の場合には、計数貨幣である金貨の場合と異なり、重量を問題にする必要はない。括弧内は、慶長銀の銀含有率を 100 とした、各種銀貨の銀含有率の指数である。

* * *

ここで、元禄金銀以下、正徳金銀による良鑄までの各種金銀貨は、幕府の財政難を応急的に救済するための改鑄益 (「出目」) の獲得を目指した、悪鑄であった。

しかし、1710 (宝永 7) 年と 1711 (正徳元) 年の 2 年間——実質では、1 年半——に、3 度も銀貨の改鑄がおこなわれたことは、異常であったといえる。それらの改鑄には、『折たく柴の記』に述べられ⁽²⁾、『三貨図彙』でも追認⁽³⁾されているように、銀座の者と結託した、勘

(2) 『折たく柴の記』 pp. 264-265. を参照。

定奉行であった荻原重秀による、私利を目指した動機もあったと考えることが妥当であろう。1712（正徳2）年には、荻原は、白石の徳川6代將軍家宣に対する決死の上訴によって、罷免された。また、銀座の者6名も、遠島あるいは追放に処せられている。そして、同年における家宣の死と、7代將軍家継の襲職の後、1714（正徳4）年に、正徳の改鑄に至ったのである。

(3) 正徳の改鑄における金銀貨の引替

正徳の改鑄では、1714（正徳4）年5月に公布された「新古金銀割合之次第」で、各種金銀貨の民間での公定通用比率と、幕府による引替比率が、法定された。それは、白石自身の筆になるものである⁽⁴⁾。

その主要部分を摘記しておく、以下のようである。

「慶長之古金は、只今通用之金に十割増。右慶長之古金一両には只今通用之金二両を用ゆべし。今度被_二仰付_一候新金は則此古金と其品同じく候故、其割増も是に同じ。

附只今通用之金と元禄之金とは其品に高下有りと雖も、其形大小有るを以て、此の二品は其差別なく一様に用ゆべし。……

……

慶長の古銀は、只今通用之銀に十割増し、右慶長の古銀一貫目には只今通用之銀、二貫

目を用ゆべし。今度被_二仰付_一候新銀は、則此古銀と其品同じく、其割増も又是に同じ。

附り、只今通用之銀、凡宝永七年以来出来候處之品、世上に於て永中、三ツ宝・四ツ宝と称す。其差別なく一様に用ゆべし。

……

元禄之銀は、只今通用之銀に六割増、右元禄銀一貫目には、只今通用之銀一貫六百目用ゆべし。

……

宝永之銀は、只今通用之銀に三割増、右宝永始之銀一貫目には、只今通用之銀一貫三百目を用ゆべし。」（『三貨図彙』巻18, pp.584-586.）

ここで、「只今通用之金」とは、宝永金、「新金」とは、正徳金のことである。また、「新銀」とは、正徳銀のことである。

こうした「新古金銀割合之次第」における規定は、1718（享保3）年閏10月に公布された「新金銀引替之法」によって、以下のよう、金貨については、改定されなかったものの、銀貨については、改定されることになった。

その主要部分を摘記しておく、以下のようである。

「乾字金・元禄金と新金に引替候儀、只今迄之通り相違無_レ之。

慶長古銀并新銀 十貫目二付、

元禄銀は二割半増。

(3) 『三貨図彙』巻18, pp.576-578. を参照。同書は、「座方ノ者驕奢ニ耽り、金銀之珍宝ヲ貯へ、昼夜淫楽シ奢侈増長ス」（『三貨図彙』巻18, p.577.）と伝えている。

(4) 『折たく柴の記』p.353. を参照。

表3 金貨の引替比率（1714（正徳4）年）

慶長金 100 両に正徳金 100 両
元禄金 100 両に正徳金 50 両（他に歩金として正徳金 1 両 1 歩）
宝永金 100 両に正徳金 50 両（他に歩金として正徳金 1 両 1 歩）
出所：『三貨図彙』巻 11, p. 294.

則十二貫五百目を以て代_レ之。

……

宝永銀は六割増。

則十六貫目を以て代_レ之。

中銀は十割増。

則二十貫目を以て代_レ之。

三ツ宝は十五割増。

則二十五貫目を以て代_レ之。

四ツ宝は三十割増。

則四十貫目を以て代_レ之。」（『三貨図彙』
巻 18, p. 594.）

「新古金銀割合之次第」における規定と、「新金銀引替之法」における規定の要旨は、以上の通りである。

そこで、以下では、その「新古金銀割合之次第」における規定と、「新金銀引替之法」における規定から、次節での議論のために参考になる事情を、1) 金貨の場合と、2) 銀貨の場合とに分けて、あらかじめ示しておこう。

1) 金貨の場合

まず、金貨の場合については、以下のようになる。

『三貨図彙』巻 11 には、1714（正徳4）に法定された、「新古金銀割合之次第」における、

幕府による、正徳金と元禄金・宝永金との引替比率が示されている。それは、見やすいものなので、『三貨図彙』巻 11 における表示形式を生かして示せば、表 3 のようである。

なお、「改貨後議」によれば、白石自身は歩金の支給に反対していた。幕府中枢の論議のなかで、その支給が決定されたようである。

さて、以上の様相を、各種金貨の市場における評価と対比してみよう。

その場合、正徳の改鑄以前に、慶長金・元禄金・宝永金の各種小判の相互が、市場において、どのように評価されていたのかについては、白石の著作には、言及はない。その点については、『三貨図彙』にも、「乾金一両六十目ナレバ（慶長金ハ八九十目、元禄金ハ七十目前後）ニモアツル故、自ラ金相場モ高直也」（『三貨図彙』巻 10, pp. 287–288.）という断片的な記述があるのみである。⁽⁶⁾しかも、この記述は、宝永金の発行（1710（宝永7）年）後、正徳金の発行（1714（正徳4）年）前についてのものであることは明らかであるが、その間の何年を念頭においたものかは、はっきりしない。

しかし、以上の数値を、「八九十目」という表現を 85 匁と考えて表示すれば、表 4 の左列のようになる。その括弧内の指数は、慶長金

(5) 「改貨後議」 pp. 137–138. を参照。

(6) 引用文中の括弧内は、原文では、割注である。以下でも同じ。

表4 市場での各種金貨の評価と1両当たりの金含有指数

	金貨の評価	1両当たりの金含有量指数
慶長金	85(100)	100
元禄金	70(82)	68
宝永金	60(71)	53

出所：『三貨図彙』巻10, pp. 287-288.

表5 銀貨の引替比率(1714(正徳4)年と1718(享保3)年)

	1714(正徳4)年	1718(享保3)年
慶長銀	1(100)	1(100)
元禄銀	1.25(80)	1.25(80)
宝永銀	1.54(65)	1.6(63)
中銀	2(50)	2(50)
三宝字銀	2(50)	2.5(40)
四宝字銀	2(50)	4(25)
正徳銀	1(100)	1(100)

出所：『三貨図彙』巻18, p. 588, p. 597.

1両の評価を100として、元禄金1両・宝永金1両の評価が如何ほどになるかを示している。また、右列は、表1を用いて、慶長金1両の金含有量を100として、元禄金・宝永金の金含有量を指数として示したものである。

この表4からすると、計数貨幣である金貨の場合には、後に述べる秤量貨幣である銀貨の場合とは異なり、現実の市場においては、各種金貨の評価が、それぞれの金含有量によって支配される度合いは、さほど強くなかったことになる。したがって、正徳金1両の評価は、慶長金1両の評価に等しいのであるから、表3に示されたような、正徳金1両を——歩金の存在を捨象して——元禄金・宝永金2両と引替る、という幕府の規定は、正徳金を、市場における評価よりも、また、1両当たりの金含有量の比よりも、過大に評価するものであったことになる。

なお、「新古金銀割合之次第」は、以下に述べるように、銀貨については、1718(享保3)

年に「新金銀引替之法」によって改定される。しかし、金貨については、先に見たように、同法で、「乾字金・元禄金と新金に引替候儀、只今迄之通り相違無_レ之」とされ、改定されなかった。

2) 銀貨の場合

『三貨図彙』巻18には、1714(正徳4)年に公布された、「新古金銀割合之次第」における、幕府による正徳銀と各種銀貨との引替比率、すなわち、正徳銀1貫と交換される各種銀貨の量が示されている。それは、表5の左列のようなものである。その「新古金銀割合之次第」では、中銀・三宝字銀・四宝字銀は、表2に示されたような品位の違いがあるにもかかわらず、「只今通用之銀、……世上に於て永中、三ツ宝・四ツ宝と称す、其差別なく一樣に用ゆべし」として一括して処理されていた。また、その左列の括弧内は、そうした引替比率から読み取れる各種銀貨の評価を、正徳銀

表 6 各種銀貨の米価から見た評価

慶長銀	100
元禄銀	79
宝永銀	62

出所：『三貨図彙』物価之部巻 2, pp. 806-814.

を 100 とした指数に変換したものである。

同じく『三貨図彙』巻 18 によれば、各種銀貨の引替比率は、1718（享保 3）年に、前述した「新金銀引替之法」によって改定された。それは、表 5 の右列のようである。その右列の括弧内は、左列の場合と同じく、その引替比率から読み取れる各種銀貨の評価を、正徳銀を 100 とした指数に変換したものである。

なお、1714（正徳 4）年の規定で、宝永銀について 1.54 という「半端」な値が出るのは、出所原典では、「宝永之銀は、只今通用之銀に三割増、右宝永始の銀一貫目には、只今通用之銀一貫三百目を用ゆべし」とあるように、宝永銀 1 貫と引替られる「只今通用之銀」の量が「切りよく」示されているのを、表 5 の左列では、正徳銀 1 貫と引替られる宝永銀の量に変換して示しているからである。

さて、以上の様相を、より詳しく見ていこう。

『三貨図彙』物価之部巻 5 には、1710（宝永 7）年から、正徳金銀の発行に先立つ 1713（正徳 3）年にかけての、肥後米（中等米）1 石の、慶長銀・元禄銀・宝永銀での価格の動向が示されている。ここで、米価の動向そのものは、豊凶によって大きく左右される。しかし、同一種類・同一量の財が、各種銀貨のそれぞれで、どのような価格で取引されていたのか、ということから、市場での各種銀貨の評価を知ることはできる。

そこで、米価の動向そのものは捨象して、1710（宝永 7）年から 1713（正徳 3）年までの各年における、慶長銀・元禄銀・宝永銀の評価の平均を、慶長銀を 100 とした指数を用いて、表 6 で示してみよう。なお、そこで、計算の基礎となる米価が幅をもって示されている場合には、中間の値を取った。

表 2 の括弧内と表 6 とを比べてみれば、市場において、慶長銀・元禄銀・宝永銀のそれぞれは、それらの銀品位の比に近い評価で通用していたことになる。

また、1710（宝永 7）年には中銀、三宝字銀が、1711（正徳元）年には四宝字銀が発行された。

『三貨図彙』巻 18 には、そのころの「通用銀」、すなわち、中銀・三宝字銀・四宝字銀を含む、各種銀貨の市場における評価について、「凡通用左ノ通」として、表 7 の左列のような数値をあげている。括弧内は、それを、表 6 と同じく、慶長銀を 100 とした各種銀貨の評価の指数に直したものである。

また、表 6 の場合と同じく、1714（正徳 4）年・1715（正徳 5）年・1717（享保 2）年の各年の肥後米 1 石の価格によって、市場において、「通用銀」を含む各種銀貨がどのように評価されていたのかを知ることができる。表 7 の右列は、それら各年における、各種銀貨の評価の平均を、慶長銀を 100 とした指数を用

表7 市場における各種銀貨の評価

	「凡通用」の評価	米価から見た評価
慶長銀	1 (100)	100
元禄銀	1.25 (80)	80
宝永銀	1.6 (63)	65
通用銀	2 (50)	44

出所：『三貨図彙』巻18, pp.573-574. 物価之部巻5・巻6, pp.815-820.

いて示している。

表2と表7の左列とを比べてみれば、市場においては、そのころも、慶長銀に対して元禄銀・宝永銀の両者は、実際の銀品位の比と同じ評価を受けていたことになる。そうした実態が、宝永銀の引替比率が、計算基準の違いによって、わずかに異なっていることを別とすれば、表5の左列に示された、「新古金銀割合之次第」における引替比率に反映されたのである。

しかし、中銀・三宝字銀・四宝字銀の発行後には、市場における評価において、それら3種類の銀貨は、その銀品位の違いにもかかわらず、「通用銀」として一括して、中銀の銀含有率に等しい評価を受けていたことになる。その場合、『三貨図彙』に、正徳銀の発行以前のこととして、「(永中・三ツ宝・四ツ宝)ヲ以テ、其頃通用銀ト称シ諸物売買有之」(『三貨図彙』巻18, p.601.)、とあるように、市場で形成された「通用銀」の用法が、「新古金銀割合之次第」における「只今通用之銀」の引替比率に反映されたようである。そして、そうした「只今通用之銀」の評価が、表7の右列に示した、米価から見た評価にも表現されていたようである。

その「通用銀」という用法そのものは、慶

長銀以下、6種類の銀貨を、それぞれの銀品位の比に等しい評価で流通させれば、各種銀貨間で、 $15 (= 6 \times 5 \div 2)$ 通りの交換比率が生まれるが、そのうちの中銀・三宝字銀・四宝字銀の3種類を、「通用銀」としてまとめれば、交換比率は、 $6 (= 4 \times 3 \div 2)$ 通りに収められることからする便法であろう。

そうした、「新古金銀割合之次第」による引替が、「新金銀引替之法」による引替に変更されていったのである。

表2と表5の右列とを比べてみれば、宝永銀の引替比率が、計算基準の変更によって、わずかに変化していることを別としても、「新金銀引替之法」においては、「新古金銀割合之次第」において、一括して、中銀の銀品位に等しい評価を受けていた三宝字銀・四宝字銀の引替比率が、それらの銀品位の比に応じた引替比率に変更されていることが注目される。

そこでは、慶長銀以下、各種銀貨の引替比率は、銀品位の比と、きれいに揃っているのである。

(4) 引替の帰結と意味

前節で知り得た諸事情を念頭におきながら、本節では、1714(正徳4)年における引替比率

表 8 1713（正徳 3）年における元禄金・宝永金の流通量（両）

元禄金	5120000
宝永金	11900000

出所：「改貨議」別記, p. 96.

で新旧貨の引替がおこなわれた場合と、1718（享保 3）年における引替比率で新旧貨の引替がおこなわれた場合の帰結の違いを確認し、次いで、そうした引替比率の変更が示唆することを検討していこう。

1) 引替の帰結

ここで、1714（正徳 4）年の「新古金銀割合之次第」における新旧貨の引替比率と、1718（享保 3）年の「新金銀引替之法」における新旧貨の引替比率との相違の意味を考えるために、1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが、それぞれの引替比率で引替られたときの帰結を比較してみよう。

もちろん、1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが、1714（正徳 4）年の「新古金銀割合之次第」における新旧貨の引替比率で引替られたわけではない。他方、1714（正徳 4）年から、1718（享保 3）年までの間は、新旧貨の引替は、「新古金銀割合之次第」によっておこなわれていたのであるから、1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが、1718（享保 3）年の「新金銀引替之法」による引替に回されたのではない。さらに、後に触れるように、1736（元文元）年に元文の改鑄がおこなわれたときまでに、問題

表 9 1713（正徳 3）年における各種銀貨の流通量（貫）

元禄銀	186417
宝永銀	52505
中銀	1957
三宝字銀	158217
四宝字銀	394707

出所：「改貨議」別記, pp. 91-92.

の金銀貨のすべてが、正徳金銀に引替られたわけでもない。

しかし、1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが、1714（正徳 4）年の「新古金銀割合之次第」における新旧貨の引替比率と、1718（享保 3）年の「新金銀引替之法」における新旧貨の引替比率で引替られたとする想定は、その 2 つの引替比率の性格を知るためには有効な「思考実験」であると思われる。

そこで、その「思考実験」のために、まず、「改貨議」別記によって、旧貨の流通量を示しておくとして、金銀貨のそれぞれについて、表 8・表 9 のようである。

なお、公定相場では、金貨 1 両が銀貨 60 匁とされている。したがって、銀に対する金の比価 x は、慶長金・正徳金で見た場合、以下に述べる理由から、銀貨に含まれた銅の存在を無視すれば、

$$(4.76 \times 0.846) x + (4.76 \times 0.156) = 48$$

$$x \approx 11.74$$

である。

また、各種銀貨の重量から銀の重量を差し引いたものは、ほぼ銅であるが、公定相場では、銀貨 60 匁が銅貨 4 貫文⁽⁷⁾とされている。

したがって、銅に対する銀の比価 y は、慶長銀・正徳銀で見た場合、

$$(60 \times 0.8)y + (60 \times 0.2) = 4000$$

$$y \approx 83.08$$

である。

金と銀との比価は、銀と銅との比価に比べて、開きが小さいのである。したがって、これ以降において、金銀貨の地金での価値を問題にする場合、金貨については、金の量のみでなく銀の量をも考慮することにするが、銀貨については、銅の量を無視して、銀の量のみを考慮することにする。

i) 1714（正徳4）年の引替比率の場合

a) 金貨

以下では、演算を容易にして、問題の性格を際立たせるために、正徳金と元禄金・宝永金との引替の際に与えられる歩金の存在は、捨象する。

さて、正徳金1両をもって元禄金2両と引替ることは、金4.03匁を金5.52匁と交換することを意味する。したがって、その引替によって、幕府は、1.49匁の金を純益として得ることになる。

同じく、正徳金1両をもって元禄金2両と引替ることは、銀0.73匁を銀4.00匁と交換することを意味する。したがって、その引替によって、幕府は、3.27匁の銀を純益として得ることになる。

こうして、正徳金1両と元禄金2両との引替によって、幕府は、1.49匁の金と、3.27匁

の銀を純益として得ることになる。

元禄金の1713（正徳3）年における流通量は、512万両である。したがって、その元禄金のすべてが正徳金と引替られるとすると、幕府は、256万両の正徳金を512万両の元禄金と引替ることになるから、

金 381.4万匁（= 3814貫）

銀 837.1万匁（= 8371貫）

を純益として得ることになる。

また、正徳金1両をもって宝永金2両と引替ることは、金4.03匁を金4.24匁と交換することを意味する。したがって、その引替によって幕府は、0.21匁の金を純益として得ることになる。

同じく、正徳金1両をもって宝永金2両と引替ることは、銀0.73匁を銀0.76匁と交換することを意味する。したがって、その引替によって幕府は、0.03匁の銀を純益として得ることになる。

こうして、正徳金1両と宝永金2両との引替によって、幕府は、0.21匁の金と、0.03匁の銀を純益として得ることになる。

宝永金の1713（正徳3）年における流通量は、1190万両である。したがって、その宝永金のすべてが正徳金と引替られるとすると、幕府は、595万両の正徳金を1190万両の宝永金と引替ることになるから、

金 125.0万匁（= 1250貫）

銀 17.9万匁（= 179貫）

を純益として得ることになる。

このように、金貨の改鑄によって、幕府は、

(7) 「改貨後議」p.124に、「一銭の重さ、すなはち一匁也」とある。

正徳金と元禄金・宝永金との引替の合計で、

金 5064 貫

銀 8550 貫

を純益として得ることになる。その金銀を、先に示した金銀の比価 11.74 を用いて、金量として一元的に示せば、

金 5792 貫

である。

b) 銀貨

銀貨の場合には、宝永銀の引替比率の決定における計算基準の扱いの問題を無視すれば、要点は、三宝字銀・四宝字銀の扱いにある。

まず、正徳銀 1 貫を三宝字銀 2 貫と引替ることは、銀 0.8 貫を銀 0.64 貫と交換することを意味するから、幕府は、銀 0.16 貫の純損を被ることになる。

三宝字銀の 1713（正徳 3）年における流通量は、15 万 8217 貫である。したがって、その三宝字銀のすべてが正徳銀と交換されるとすると、幕府は、7 万 9108.5 貫の正徳銀を 15 万 8217 貫の三宝字銀と引替ることになるから、

銀 1 万 2657 貫

の純損を被ることになる。

また、正徳銀 1 貫を四宝字銀 2 貫と引替ることは、銀 0.8 貫を銀 0.4 貫と交換することを意味するから、幕府は、銀 0.4 貫の純損を被ることになる。

四宝字銀の 1713（正徳 3）年における流通量は、39 万 4707 貫である。したがって、その四宝字銀のすべてが正徳銀と引替られるとすると、幕府は、19 万 7353.5 貫の正徳銀を

39 万 4707 貫の四宝字銀と引替ることになるから、

銀 7 万 8941 貫

の純損を被ることになる。

こうして、銀貨の改鑄によって、幕府は、正徳銀と三宝字銀・四宝字銀との交換の合計で、

銀 9 万 1598 貫

の純損を被ることになる。その銀量を、先に示した金銀の比価 11.74 を用いて、金量として示せば、

金 7802 貫

である。

c) 金銀貨での合計

以上の計算から、正徳金銀による旧金銀貨の引替が全面的におこなわれれば、幕府は、金換算で、

金 2010 貫

の純損を被ることになる。

「改貨議」別記によれば⁽⁸⁾、当時の金（焼金）産出量は、年 103.9 貫である。したがって、その純損は、年当たりの金産出量の約 19.3 倍に当たることになる。

ii) 1718（享保 3）年の引替比率の場合

a) 金貨

1718（享保 3）年の新旧貨の引替比率の改定では、先に述べたように、金貨の引替比率の改定はおこなわれなかった。

したがって、金貨の改鑄によって、幕府は、正徳金と元禄金・宝永金との交換の合計で、

金 5064 貫

銀 8550 貫

(8) 「改貨議」別記，p.96 を参照。

を純益として得ることになる。その金銀を、先に示した金銀の比価 11.74 を用いて、金量として一元的に示せば、

金 5792 貫

である。

b) 銀貨

1718 (享保 3) 年の新旧貨の引替比率の改定では、先に述べたように、銀貨の引替比率の改定がおこなわれた。

その主要な内容は、三宝字銀・四宝字銀の引替比率が、その銀含有率の比と等しい引替比率に改定されたことである。したがって、1718 (享保 3) 年の新旧貨の引替比率による銀貨の交換では、幕府は純益を得ることも、純損を被ることもないことになる。

c) 金銀貨での合計

以上から、正徳金銀による旧金銀貨の引替が全面的におこなわれれば、幕府は、

金 5792 貫

の純益を得ることになる。

その純益は、年当たりの金産出量 103.9 貫の、約 55.7 倍に当たることになる。

2) 引替比率の変更の意味

以上のように、1714 (正徳 4) 年に公布された「新古金銀割合之次第」による新旧貨の引替の場合には、三宝字銀・四宝字銀が、市場での評価に倣って、銀含有率に応じた比率よりも高い評価で正徳銀と引替られた。このために、銀貨の引替では、幕府は、大幅な純損を被ることになった。その純損は、元禄金・宝永金が、市場での評価よりも、また、金含有量に応じた比率よりも低い比率で正徳金と

引替られたために、ある程度は埋め合わされた。しかし、銀貨の引替における純損は、金貨の引替における純益によって相殺されるものとはならず、結果として、幕府は、金銀貨の引替全体においては大きな純損を被ることになるのである。

一方、1718 (享保 3) 年に公布された「新金銀引替之法」による新旧貨の引替の場合には、銀貨の引替において、三宝字銀・四宝字銀と正徳銀との引替比率が、御触書にいう「銀は正味不足多有レ之に依て、灰吹銀にて足し銀被ニ仰付一候」(『三貨図彙』巻 18, p. 594.) 必要を回避し得るように、銀含有率に応じた比率に等しいものに変更された。このために、銀貨の引替では、「新古金銀割合之次第」による引替では幕府が被ることになる、大幅な純損は解消されることになった。そして、そこでは、金貨の引替比率は、「新古金銀割合之次第」から変更されなかった。そのために、幕府は、金銀貨の引替全体では、大きな純益を得ることになるのである。

それでは、こうした銀貨の引替比率の変更は、どのような意味をもっていたのであろうか。

「新古金銀割合之次第」においては、先に見たように、三宝字銀・四宝字銀の引替比率は、それらよりも流通量のはるかに少ない、中銀の引替比率に等しいとされた。この点の意味を考えるために、銀遣いの中心地であった上方における、正徳の改鑄以前の銀貨の流通の様相について、『三貨図彙』が述べていることに、注目してみよう。

「京都・大阪初メ西国筋ハ、前々ヨリ銀ヲ以テ直段ヲ極ムル故ニ、諸色甚高直ニ相ナリ、民

大ニ痛ム。東国ハ金ト錢トヲ以テ交易ノ場ナレバ、夫程ニナシト云伝フ。」(『三貨図彙』巻18, p. 573.)

「此節通用ノ三ツ宝・四ツ宝、殊ノ外位アシク民服セズ、依レ之追付吹替有レ之由専ラ風説ス。然レバ只今通用之銀ハ皆潰シニ相成リ大損アルベシトテ、金銀ノ代リニ、米穀・絹布・粟種ノ類ヲ貯ヘ置ケバ、勝手ヨロシキトテ、諸人専ラ諸色ヲ買コム。」(『三貨図彙』巻10, p. 287.)

三宝字銀・四宝字銀の発行による増鑄は、銀遣いであった上方における物価の上昇を激しいものとした。それどころか、そこでは、銀貨は、貨幣の基本的機能の1つである、価値の貯蔵(富の蓄蔵)手段としての機能を喪失しかかっていたのである。

そうした状況のもとで、三宝字銀・四宝字銀の正徳銀との引替比率を、あえて、市場における評価を下回って、銀含有率に応じた比率に等しいものとするのは、幕府の貨幣制度そのものへの不信を大きく増幅させるであろう。したがって、三宝字銀・四宝字銀は、銀含有率に応じた比率よりも高い評価で、正徳銀と交換されたのである。

この点について、「新古金銀割合之次第」では、次のように直截に述べられている。

「只今通用之銀の事は、慶長の古銀に引競候に、其品大に不レ同候得者、其品に准じ候而割合を被レ定候はゞ、公儀御費用にも不レ及して、慶長御定之品之如く、可レ被レ成返-事に候得共、世之為めに於ては可レ有-其損失-事に候を以て、纔に十割増之法に被レ定て、其不足之所に於ては公儀御費用を以被レ償候處にて候。」

(『三貨図彙』巻18, p. 586.)

「新古金銀割合之次第」による新旧貨の引替の場合に、幕府が被る大きな純損は、当時の経済先進地であった上方において、現行の銀貨への不信を増幅させず、幕府の貨幣制度そのものへの不信を極端なものとなさせないための、応急的な措置の代償であったのである。

また、上記の『三貨図彙』巻18における、「東国ハ金ト錢トヲ以テ交易ノ場ナレバ、夫程ニナシト云伝フ」という叙述は、なぜ、銀貨においては、そうした幕府にとって「不利」な引替比率を設定せざるを得なかったのに、金貨においては、前述のような、幕府にとって「有利」な引替比率を設定出来たのか、という疑問にも答えてくれる。

しかし、そうした応急的な措置は、正徳の改鑄前の上方経済の激しい混乱が、ひとまずは沈静化すれば、停止され、「新金銀引替之法」によるように、三宝字銀・四宝字銀と正徳銀との引替比率を、銀含有率の比に等しいものとするように変更せざるを得ない。「新古金銀割合之次第」による新旧銀貨の引替は、それが進行すればするだけ、幕府に、「出目」どころか、純損を積み重ねさせるような性格のものであったのである。

したがって、「新古金銀割合之次第」による新旧貨の引替は、「新金銀引替之法」による新旧貨の引替に変更されざるを得なかったのである。「新古金銀割合之次第」が「新金銀引替之法」に切り替えられたことによって、「市中彼是誼シ。十一月朔日ニハ米相庭・金銭相庭相止ム」(『三貨図彙』巻18, p. 598.) というような混乱が生まれた。しかし、その変更は、結

局は、市場に受け入れられていった。『三貨図彙』物価之部巻6における米価の表示は、1718（享保3）年の部分から、新銀（正徳銀）建によるものとなっている。

さて、このように、白石の筆になる「新古金銀割合之次第」から、「新金銀引替之法」への切り替えの間には、1716（正徳6・享保元）年における、7代將軍家継の死と、8代將軍吉宗の襲職による白石の失脚がはさまれている。しかし、その切り替えは、白石の失脚にともなって、幕府の政策に断絶があったというよりも、彼の失脚にもかかわらず、幕府の政策は連続していたことによる、と考えた方がよいように思われる。

なぜならば、「新古金銀割合之次第」における新旧銀貨の引替比率は、先に述べたように、幕府にとって、持続不可能なほどに「不利」なものであった。その引替比率は、幕府の貨幣制度そのものについての大きな不信がひとまず収まったときには、幕府にとって、「公平」なものに切り替えざるを得ないものであったのである。

ここで、銀貨の良鑄の材料である銀を確保する方途を探ることが、「改貨議」における白石の最大の課題であったことを想起しておきたい。その「改貨議」上巻によれば、当時の年銀（灰吹銀）産出量は、約2000貫⁽⁹⁾であった。完遂されたなら、9万2000貫近くの純損をもたらすような、「新古金銀割合之次第」における

「不利」な銀貨の引替比率は、本来、幕府にとって耐え難いものであったのである。

そうした連続性を強調する理解を補強する事情として、そのころの幕府において、経済に関する実務官僚群が形成されていったことが、あげられる⁽¹⁰⁾。白石の改貨政策は、『折たく柴の記』で述べられているように⁽¹¹⁾、彼の影響下で勘定吟味役に取り立てられた、荻原美雅（源左衛門とも。重秀とは別人。）を始めとする実務官僚群によって支えられていた。「新古金銀割合之次第」は、彼らの協力のもとで形成されていったのであるし、吉宗政権下における「新金銀引替之法」も、そうであったであろう。「新古金銀割合之次第」と「新金銀引替之法」の双方は、経済に関する同一の実務官僚群の支持・協力によって作成された、という意味においても、連続性をもつと考えられるのである。

そうした点からすれば、正徳の改鑄は、1714（正徳4）年の「新古金銀割合之次第」の公布によって完結したのではなく、白石の失脚をはさんで、1718（享保3）年の「新金銀引替之法」の公布によって完結したのである、と考えてよいように思われる。

(5) 終わりに

以上のように、1718（享保3）年からは、旧来の金銀貨は、「新金銀引替之法」にしたがっ

(9) 「改貨議」上巻, p. 19. を参照。

(10) この点、ナカイ（2001）pp. 58-61. を参照。なお、ナカイの同書日本語版の叙述は、本来の英語版から、日本語版読者のために書き換えられている。

(11) 『折たく柴の記』 p. 254, p. 346. を参照。

て、正徳金銀貨と引替られることになった。しかし、『三貨図彙』巻11・巻18によると、その引替は順調には進まなかった。

金貨においては、公式の引替は、1722(享保7)年をもって停止された。しかし、実際には、元禄金の引替は比較的うまく進んだものの、「新金銀引替之法」においても、1両当たりで正徳金0.5両に当たるとされた宝永金は、「兎角遣ヒ方便利宜シキ故」(『三貨図彙』巻11, p.305.)に、正徳金2分(0.5両)の扱いで市場での流通を続けた。このために、幕府も、1730(享保15)年には、「乾金一両は慶長金・正徳金二歩之積りたるべく候」(『三貨図彙』巻11, p.305.)として、その流通を法認せざるを得なかったのである。

また、銀貨においても、旧銀の公式の流通は、1722(享保7)年をもって停止された。しかし、実際には、「大概文銀鑄ラル、頃迄、前文ノ割合遣ヒ——「新金銀引替之法」にもとづく流通(引用者)——有シ」(『三貨図彙』巻18, p.601.)、とされるように、元文の改鑄(1736(元文元)年)までには、正徳銀と旧銀との引替は完了しなかったのである。煩瑣な交換比率の存在にもかかわらず、旧銀の流通が止まなかった理由として、『三貨図彙』は、「新銀ノ出来方無_レ数、九州・四国・西国筋迄、右新銀——正徳銀(引用者)——行届キ流布スル事不_レ輒」(『三貨図彙』巻18, p.601.)としている。

この理由が事実であるとすれば、正徳の改鑄には、悪鑄は、材料となる金銀の入手が容易であるが、良鑄は、それが困難であるという、良鑄そのものにつきまとう難題が生まれ

ていたことになる。

ことに、享保期のように、物価が低落していくときには、物価の過剰な低落を阻止するためには、貨幣の増鑄が必要になる。しかし、そうした貨幣の増鑄を良貨でおこなうことは、困難である。正徳の改鑄における良貨の発行は、悪貨による増鑄にともなうインフレーションの終息には有効でも、良貨による減鑄にともなうデフレーションの克服には無力であった。正徳の改鑄による良貨の発行は、比較的短命に終わらざるを得なかったのである。

参 考 文 献

- 新井白石(1713/2015),「改貨議」以下に所収。寺出後掲(2015)。
——(1714/2015),「改貨後議」以下に所収。寺出後掲(2015)。
——(1716/1999),『折たく柴の記』岩波文庫。
草間直方(1815/1932),『三貨図彙』白東社。
伊東多三郎(1984),「江戸幕府正徳の貨幣改鑄」以下に所収。伊東多三郎『近世史の研究』(5)吉川弘文館。
小葉田淳(1958),『日本の貨幣』至文堂。
ケイト・W・ナカイ(平石直昭・小島康敬・黒住真訳)(2001),『新井白石の政治戦略——儒学と史論——』東京大学出版会。(Wildman Nakai, K. (1988), *Shogunal Politics: Arai Hakuseki and the Premises of Tokugawa Rule*, Harvard University.)
小室正紀(2016),「大坂両替商草間直方の貨幣史——『三貨図彙』の著作意図をめぐって——」以下に所収。小室正紀編著『幕藩体制転換期の経済思想』慶應義塾大学出版会。
近藤萌美(2009),「新井白石の貨幣論」以下に所収。『日本思想史研究』41。
作道洋太郎(1969),「幕藩体制と通貨問題」以下に所収。豊田武・児玉幸太編『流通史』(I)山川出版社。

滝沢武雄（1996），『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館。

瀧本誠一（1923），『日本貨幣史』国史講習会。

寺出道雄（2015），『新井白石の経済学——付注と考察——』日本経済評論社。

日本銀行調査局（1973），『図録 日本の貨幣』（3）東洋経済新報社。

安国良一（1994），「貨幣の機能」以下に所収。岩波講座『日本通史』（12）岩波書店。